

改元に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように制定する。

平成 31 年規程第 号
平成 31 年 月 日制定
経営委員会

改元に伴う関係規程の整備に関する規程

第 1 条 規程等の制定等に関する規程第 2 条第 1 号に規定する「規程」（同条第 2 号に規定する「細則」を含む。次条において単に「規程」という。）（様式を除く。）中、平成 31 年 5 月 1 日以降の年月日を定める部分について、「平成」を「令和」に改める。

第 2 条 規程（様式に限る。）中、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。